

ご遺族の方へ

葬儀後のお手続きについて

東京都国分寺市

葬儀後のお手続き全般について

死亡に伴うお手続きについては、故人の年齢や状況により様々なものがあり、次ページ以降の表のお手続きがすべての方に必要となるものではありません。お手続きの方法や必要書類等ご不明な点は、個々の官公署等にお尋ねください。

※お手続きに必要なものを事前にご確認の上、お出かけください。

戸籍謄本・抄本や住民票等の請求について

- 戸籍謄本・抄本等戸籍に関する証明は「本籍地」に、住民票は「住民登録していたところ」の市区町村役場に請求してください。
- 戸籍謄本・抄本や住民票の証明発行には一定の日数を要します。
- 各種証明書を請求できる方には一定の制限があります。ご確認の上、所管の市区町村役場に請求してください。
- 各種証明書の発行においては、ご本人確認を行っております。運転免許証、パスポート、保険証等の本人確認書類をご提示ください。

故人に関するお手続きについて

亡くなられた方が国分寺市民で、次ページ以降の表の事項に該当する場合は、それぞれの窓口でのお手続きとなります。詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

連絡

電話番号：042-325-0111（代表）

※電話交換手が出ましたら、担当窓口もしくは次ページ以降の表の「対象」欄にある下線部分の事項をお伝えください。ご案内いたします。

区分	対象	手続	必要なもの	担当窓口
一般	住民基本台帳カードを持っていた	住民基本台帳カードの返却	住民基本台帳カード	市民課窓口係 内線：310 311 338
	個人番号カードを持っていた	個人番号カードの返却	個人番号カード	
	世帯主であった (故人を含めて2人世帯の場合は 不要です。)	世帯主変更届	印鑑、本人確認書類	
国民年金	国民年金（第1号被保険者・ 20歳以上60歳未満）加入中 に亡くなられた方	国民年金資格喪失届・ 死亡一時金請求等	担当窓口へお問い 合わせください。	保険年金課 国民年金係 内線：549 316
	障害基礎年金・遺族基礎年金・ 寡婦年金を受給中に亡くなられ た方	年金受給者死亡届・ 未支給請求等		
上記以外の方は、4頁へ				
国民健康 保険	国民健康保険に加入していた	資格喪失等の届出と 被保険者証の返却	故人の被保険者証	保険年金課 国民健康保険係 内線：314 315 547
		被保険者証の修正（故人 が世帯主であった場合）	ご家族の被保険者証	
		葬祭費の請求（5万円）	葬儀費用の領収書， 領収書のあて名とな っている方の口座が 分かる通帳等と印鑑	
後期高齢 者医療	後期高齢者医療に加入していた	葬祭費の請求（5万円）	葬儀費用の領収書， 領収書のあて名とな っている方の口座が 分かる通帳等と印鑑	保険年金課 高齢者医療係 内線：313 319 347
		被保険者証・認定証の返却	被保険者証，認定 証，窓口に来た方の 本人確認書類	
		高額療養費の請求（対象者）	相続人代表者の振込先 口座がわかる通帳等 と印鑑，戸籍（コピ ー可）	

区分	対象	手続	必要なもの	担当窓口
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた	介護保険被保険者証の返却 介護保険資格喪失届	被保険者証	高齢福祉課 内線：526, 571
	要支援・要介護認定を受けていた、または申請中	手続が必要な場合があります。	担当窓口へお問い合わせください。	高齢福祉課 介護保険係 (いずみプラザ内) 電話：042- 321-1301
高齢福祉	各種サービスを受けていた	資格喪失・変更の届出	担当窓口へお問い合わせください。	高齢福祉課 いきいき推進係 (いずみプラザ内) 電話：042- 321-1301
	国分寺市地域バス無料乗車許可証 (いぶん Pass) を持っていた	いぶん Pass の返却	いぶん Pass	
障害福祉	身体障害者手帳を持っていた	身体障害者手帳の返却	手帳, 印鑑	障害福祉課 内線：343, 344
	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	精神障害者保健福祉手帳の返却		
	愛の手帳を持っていた	愛の手帳の返却		
	各種手当, サービス等を受けていた	資格喪失・変更の届出	担当窓口へお問い合わせください。	
子ども	各種手当・医療費助成を受けていた	資格喪失・変更の届出	担当窓口へお問い合わせください。	子ども子育て サービス課 手当助成担当 内線：378, 384
	配偶者死亡に伴いひとり親になった ※高校生以下の児童を監護している方	ひとり親関係の手当・医療費助成の申請		
	保育所へ入所している世帯	世帯構成変更届	市所定の書類, 印鑑	子ども子育て サービス課 入園相談担当 内線：383
税	固定資産(土地・建物)を所有していた	相続人代表者指定の届出	担当窓口へお問い合わせください。	課税課固定資産税係 内線：325, 326
	住民税の納税義務者であった	相続人代表者指定の届出		課税課住民税係 内線：327, 328
	軽自動車税の納税義務者であった	名義変更又は廃車の手続		課税課庶務係 内線：324, 564

区分	対象	手続	必要なもの	担当窓口
交通災害 共済	<u>交通災害共済</u> に加入していた	交通災害共済見舞金の請求	見舞金請求書, 会員証, 交通事故証明書, 死亡診断書(死体検案書), 戸籍謄本等	交通対策課 内線: 374

国分寺市役所以外の官公署でのお手続

以下については、市役所ではお手続できません。各官公署に直接お問い合わせください。

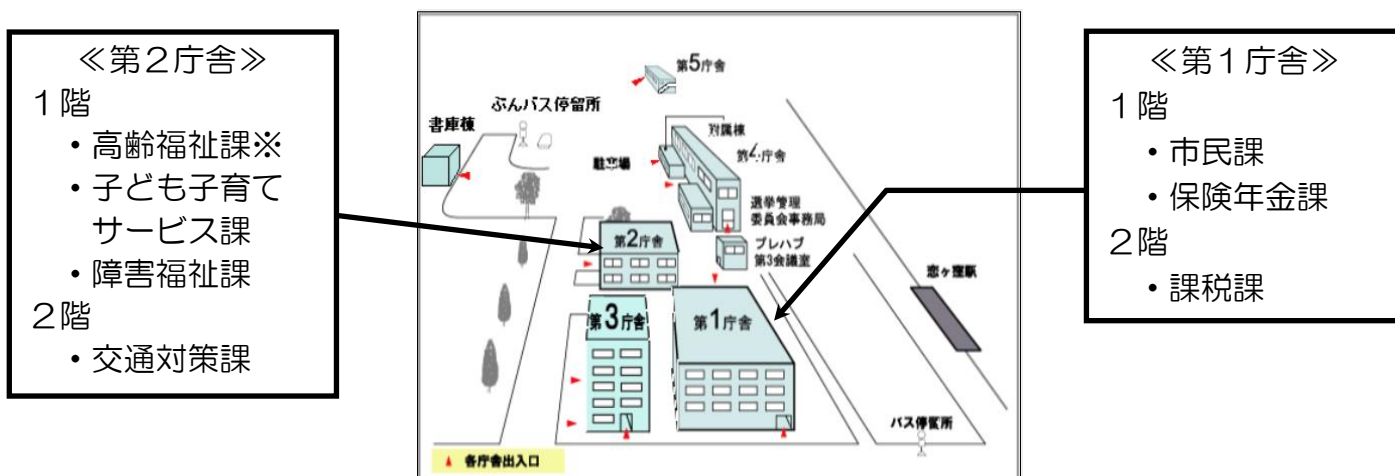
□各被用者年金に加入中または加入していた場合

対象	お問い合わせ先
厚生年金・国民年金（第3号被保険者）加入中に亡くなられた方	・立川年金事務所 電話：042-523-0352
老齢厚生年金・老齢基礎年金等を受給中に亡くなられた方	・街角の年金相談センター国分寺 電話：042-359-8451 （国分寺市南町 2-1-31 青木ビル 2F）
共済組合に加入中・過去に加入していた方は各共済組合にお問い合わせください。	

□相続に関するお手続のお問い合わせ先

相続税	立川税務署 電話：042-523-1181（代表）
相続登記	東京法務局立川出張所 電話：042-524-2716（代表）

市庁舎案内図



※高齢福祉に関する窓口は、原則表のとおり、いずみプラザになります。第2庁舎内の高齢福祉課（高齢福祉関係）は、出先窓口です。